

大和ハウス プレミストドーム駐車場利用約款

当駐車場は、下記の規定に従ってご利用いただきます。

1. 駐車スペースの提供

当駐車場は、一般車、大型バス等を駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。また、株式会社札幌ドーム（以下「駐車場管理者」という。）の承諾なく、当駐車場において営業行為等、駐車以外の用途での利用は禁止します。

2. 免責

- (1) 駐車場管理者及び駐車場管理者より当駐車場の運営を受託している者（以下「運営者」という。）は、当駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、駐車場管理者又は運営者の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。
- (2) 駐車場管理者及び運営者は、当駐車場の利用者（同乗者を含む。以下同様。）が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他当駐車場で発生した駐車場管理者及び運営者の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。
- (3) 駐車場管理者及び運営者は、当駐車場が機器の故障等で入出庫不可能な場合に、利用者の判断により無理に入出庫されたことが原因による車両の損害については責任を負いません。また、出庫までお待ちいただく時間により生じた機会損失等の損害についても責任を負いません。
- (4) 駐車場管理者及び運営者は、自然災害その他の不可抗力による損害については責任を負いません。
- (5) 駐車場管理者及び運営者は、幼児、児童等の駐車場ででの遊戯等による事故については責任を負いません。
- (6) 駐車場管理者及び運営者は、トラブル処理等に関し、代車、タクシー代等、各種移動手段の費用については責任を負いません。
- (7) 駐車場管理者及び運営者は、不正駐車とみなした場合、止むを得ず、車両の固定または移動をする場合があります。その際に生じた車両の傷等に関しては責任を負いません。
- (8) 駐車場管理者及び運営者は、当駐車場利用約款又は別途駐車場内に掲示する告知もしくは駐車場管理者及び運営者の指示に違反した利用により生じた損害については責任を負いません。

3. 駐車時間

当駐車場は、日をまたいで駐車することはできません。但し、駐車場管理者に事前に承認を受けた場合、駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

4. 駐車することができる車両

- (1) 当駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

	車両全長	車両全幅
普通車	5.6m未満	1.4m以上 1.9m以下
大型車	5.6m 以上 12.5m以下	2.5m以下

※大型車にはマイクロバスを含む。

(2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- ①最低地上高が 25cm を超える車両。
 - ②オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
 - ③エアロパーツ装着車両等により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
 - ④無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 - ⑤自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
 - ⑥自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 - ⑦仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 - ⑧付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
 - ⑨大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
 - ⑩危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
- (3) (1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。
- (4) (1)の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。
- (5) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車(利用)はお断りさせていただきます。
- (6) 駐車場管理者及び運営者は、4-(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (7) 駐車場管理者又は運営者に事前に承認を受けた場合を除き、送迎はできません。

5.駐車料金

- (1) 当駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系（イベント開催日は除く）により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- (2) 駐車時間は、駐車場内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの出口精算機、事前精算機等にてお支払いください。
- (4) ゲートの状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行ってください。
- (5) 駐車券を紛失した場合は、1万円を上限として駐車料金をお支払いの上、出庫いただきます。
- (6) 駐車場管理者及び運営者において、最長駐車時間を超えて駐車されたことを確認し、その駐車料金が上記金額を超えるときは、当該駐車料金全額をお支払いいただきます。
- (7) 5.6 m未満の車両は普通車用の発券機から出る駐車券を引いてください。5.6 m 以上の車両は大型車用の発券機から出る駐車券を引いてください。

6.駐車方法

- (1) 当駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法又は駐車場管理者及び運営者の指示に従い、示された駐車スペース内に駐車してください。 駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。
- (2) 駐車場が満車の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないでください。
- (3) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。
- (4) (1)(2)(3)は、駐車場管理者が別途承諾する場合は、この限りではありません。

7.遵守事項（迷惑行為の禁止）

当駐車場の利用者は下記を遵守してください。遵守しない場合は、出勤費、事務手数料等を含む、迷惑行為の是正対応に掛かった諸費用をお支払いいただきます。

- ①喫煙等、火気を使用しないでください。
- ②利用以外の機器・設備等に許可なく触れないでください。
- ③駐車場内において騒音を発生させないでください。
- ④駐車場内（車両内を含みます。）で宿泊をしないでください。
- ⑤駐車した車両の中に貴重品は置かないでください。
- ⑥飲酒運転（薬物等を含みます。）による利用をしないでください。
- ⑦走行の際は、他の車両・歩行者に十分注意してください。
- ⑧駐車場内へのごみの放棄、立小便等不衛生な行為をしないでください。
- ⑨駐車場内には、車両以外の物は置かないでください。もし発見した場合には撤去もしくは処分いたします。
- ⑩駐車場管理者に事前に承認を受けた場合を除き、車両の駐車以外の行為（営業・宣伝・募金・署名活動等）をしないでください。
- ⑪その他駐車場の運営の支障となる行為または他の利用者もしくは近隣住民等に迷惑となる行為をしないでください。
- ⑫別途駐車場内に表示される告知に従ってください。

8.不正駐車

当駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫、又は駐車場外へ移動したとき、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、並びに駐車場管理者および運営者が不正な駐車方法と認めたとき、その利用者は、駐車場管理者に対し、駐車料金のほか損害金として金5万円をお支払いいただきます。

9.利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより駐車場管理者が被った損害(その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償していただきます。

10.本約款等の変更

駐車場管理者は、当駐車場の利用者の事前の承認なしに、本約款及び駐車場の各規定について、その変更内容を当該変更内容に照らし適切な方法で、当駐車場の利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。

11.この規定に定めない事項

この規定に定めない事項については、法令の規定に従って処理いたします。

<画像・映像情報の取扱い>

ビデオ・カメラ等で駐車場内及び駐車場周辺を撮影した画像・映像情報については、駐車場の運営管理、不正駐車を取り締まり、警察等による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用いたします。また、撮影した画像・映像情報は、上記利用目的に基づいて駐車場管理者が必要と判断した場合及び法令に基づき開示・提供する義務がある場合を除き、利用者その他第三者に開示・提供をすることはありません。

